

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		資料館の利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市歴史民俗資料館条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例第5条及び第6条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月23日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用承認 (栃木市歴史民俗資料館条例第5条)</p> <p>(1) 資料館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 教育委員会は、前項の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</p> <p>2 利用承認の制限 (栃木市歴史民俗資料館条例第6条)</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料館の利用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>3 利用申請及び承認 (栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第2条)</p> <p>(1) 条例第5条第1項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、歴史民俗資料館利用承認申請書(様式第1号)を栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(2) 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、栃木市歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の利用を承認するときは、歴史民俗資料館利用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(3) 前2項の規定にかかわらず、展示物の見学を目的として資料館に入館しようとするときの申請及び承認は、入館券の交付をもって、これを受けたものとみなす。</p>	